

第五章 日本王権の重層性と二重性

はじめに

古代・中世史で活発に議論されてきた王権論が、近年近世史でも論じられるようになった。古代史では天皇とその周辺の権力に対して王権が論じられているのに対し、中世史では王権を朝廷のみに求めず、幕府も一つの王権と措定することで、中世日本には二つの王権が存在したとの見解が示されている。近世王権論も中世王権論の動向を受けて、織豊期と徳川期でそれぞれ論じられている。織豊期では、堀新氏が織豊期王権を公武結合王権と捉え、公武王権を結びつけて王権論を展開している⁵⁰。一方、徳川期を対象とする山本博文氏や曾根原理氏は、徳川王権を重視する立場で近世王権論を進めている⁵¹。このような見解の相違は対象時期が大きく関わるのであろうが、いずれにせよ、近世王権論も中世王権論同様、公武（朝幕）関係を中心に議論されていると考えてよい。

王権論が注目されたのは、従来の権力構造論では描き難い権力者の人格的な側面を浮かび上がらせ、そこから新たな権力像を導き出そうとしている点にある。なかでも、王権の聖性に関する研究は、西洋史学ですでに取り上げられており、こうした問題が日本史学でも検討されることは意義のあることと考える。

それとともに、筆者が王権論を取り上げたい理由は、王権を論じることによって日本史学という範疇に留まらず、日本史を比較歴史学の俎上に載せることが可能だからである⁵²。とりわけ、中近世移行期は、これまでの対外的視野が、对中国・朝鮮関係を中心とする極東アジア領域に限定されていたものが、東南アジアやインドさらには西欧諸国へと急速に広がりをもつ時期である。そのため、この大転換の時期における日本の国家・権力を考えるには、国内の動向だけではなく、アジアや世界という枠組みの中でも捉えていく必要がある。それも日本側からの視点だけではなく、諸外国側からの視点も組み込むことによって、より豊かに理解することができる⁵³。その点においても、アジア史や西欧史研究との対話を容易にする王権は、有効な研究概念となりうるのである⁵⁴。

以上のことから、日本史学において王権を積極的に導入した議論は大いに歓迎すべきと言えようが、現在の王権論を見る限り、まだ発展途上の段階にあると言わなければならぬ。各人が論じる王権は十人十色であり、統一的なスタンスが確立しているとは言えない。こうした状況を打破すべく、荒木敏夫氏は王権の意味を①王の権力、②王を王たらしめている構造・制度、③時代を支配する者・集団の権力、の三つに分けて考えることが妥当であると述べられ⁵⁵、その主張は堀新氏によって継承されている。また、山本博文氏は王権を「然るべき手続き（軍事的勝利、世襲、選挙、上位権力の承認など）によって就任し、その国の正当な統治者として被統治者の多数から承認される権力」と規定している⁵⁶。筆者も、このように王権を定義づけした上で論ずべきだと考える。筆者は荒木氏のいうところの③および山本氏の定義に従って論じていくことにしたい。

ところで、筆者はこれまで西欧人が日本の国家・権力をどのように把握していたのかについて関心を持ち、とりわけイエズス会に注目してきた。イエズス会は、中近世移行期に最も長く日本で布教活動を行った修道会で、彼らは日本の国家・社会・文化など様々な情

報を収集し、本国に伝達してきた。その宣教師が見た日本の権力者・国家像から、中近世移行期日本の権力構造とその推移を分析している。この分析において筆者が重視したのは、彼らの書翰にある「王」と訳しうる語句である。もちろん「王」と訳されるからといって無批判に王権と規定してよいわけではない。しかし、「王」と訳される語を用いるからには、その該当者は王権を考える上で無視できない権力者であることは間違いないであろう。こうした語句の分析を中心に、宣教師の日本の権力者認識を体系的に理解していくことが、いづれ筆者の意図する王権論に結びつくのではないかと考えている。

そこで、本章では、イエズス会史料から見る日本王権論への第一段階として、同史料に記されている「王」^③という語句をキーワードに論を進め、王の所在を明確にしたい。

1 イエズス会史料の訳語「王」の解釈

イエズス会宣教師の書翰や年報等の訳文史料を見ると、「王」という訳語をしばしば目にする。しかし、原文では全て同一語というわけではなく、*rei*と*Vo*の二語存在することが判明する。訳者は両語を訳し分けるなどして、読者が混同しないように翻訳しているものの、その訳出は訳者の恣意性に任せられるので、*Vo*を「王」と訳しているものもあれば、*re*に「王」を充てているものもある^④。従って、数種類の訳本にあたった場合、「王」の原語はどちらなのか分からないという事態が生じることとなる。それでは、この訳語はどちらかが誤訳なのかといえば、そうではない。*rei*・*Vo*共に「王」と訳して全く問題はない。そこで、両者の区別は原文にあたる必要がある。

本節では*rei*と*Vo*の解釈と整理を行い、その上で王権を論じていくことにしたい。

1 *rei*の解釈

まず、*rei*について見ていこう。*rei*は宣教師が西洋の枠組みで捉えた王であり、「国王」とも訳される。筆者は後述する*Vo*と区別するため「国王」と訳している。この*rei*という語は天皇や足利将軍^⑤のみならず、大名にも用いられていることから、松田毅一・川崎桃太郎氏は前者の場合には「国王」、後者の場合には「国主」と訳し分けている。この訳し分けは、大名を「国王」と訳すことへの違和感と読者への配慮によるものと思われる。しかし、これを歴史学の範疇で考える場合、*rei*をこのように訳し分けなければならなかった理由について検討すべきであることを、筆者は第二部第一章で指摘した。これを検討することによって、宣教師が日本のいかなる権力者を*rei*と判断していたかが読みとれ、当該期の権力論をより深く理解することができると考えたからである。

以上の問題意識をもって、筆者はこれまで戦国期を中心に検討してきた^⑥。そして、宣教師は実質権力者に対して*re*を用い^⑦、ザビエル入京以後その該当者が天皇・足利将軍から大名へと変化することから、ザビエルは入京した時点で、日本の実質権力者は天皇や足利将軍ではなく、戦国大名であるとの認識をもった点を明らかにした。以後、宣教師の間で「国王 (*rei*)」^⑧と例えば戦国大名を指しており、戦国大名を一「国王」とした表記がされるようになっていく。つまり、宣教師は大名領国を一つの国家とし、大名を「国王」とし

て捉えていたと考えられる。

しかし、ガスパル・ヴィレラによって畿内布教が開始されると、再び天皇と足利将軍に^{re}を用いるようになる。宣教師の書翰には、大名等が天皇と足利将軍に対して服従はしていないものの敬意を示すという記事が散見される。宣教師は、畿内布教を契機に実質権力だけでは把握できない日本の権力構造を読みとったのである。そこで、彼らは天皇と足利将軍を大名より上位の権力者と位置づけ、従来通り大名を^{rei}と表記する場合には「皇帝 (emp^{er}ator)」を、天皇と足利将軍を^{rei}と表記した時には大名を^{rei}ではなく、「執政官 (regedor)」「統治者 (governador)」「領主 (senhor)」等を用いることで差異を示したのである。ただ、天皇と足利将軍には「名譽の (honra)」という語句を付け加え、大名に対して^{rei}を用いた場合と異なり、両者には実質権力がないことを明確にしている。

この^{rei}から見る日本の国王・国家構造を見ると、宣教師は当該期日本を重層的な国家の枠組みで捉えていたことが分かる。当初宣教師は実質権力者を重視し、戦国大名を日本の「国王 (^{rei})」と認識したが、畿内布教以後名目的権威^{re}しかない天皇と足利将軍の存在を認め、それぞれを^{rei}と位置づける捉え方をした。すなわち、実質権力を重視した実態的側面からみれば戦国大名が^{re}で、その領国は一国家とみなしうるが、名目的権威によって天皇と足利将軍が^{rei}として大名を支配しており、その点では日本は統一国家であるというのが宣教師の理解だったのである⁶³⁾。

その^{rei}という語句は「国の君主、国王」を指す語で、実質権力者に対して用いられるので、その該当者は荒木敏夫氏が分類した王権のうち③の「時代を支配する者・集団の権力」に合致する。つまり、宣教師の理解では、天皇・将軍・大名ともに王であり、王権なのである。もちろん三者全てを一括りに王権と片付けるつもりはない。松田毅一氏や川崎桃太氏が「国王」「国主」と訳し分けたのも、そのことへの抵抗感からであると考えられる。しかし、^{rei}が大名も指すこと自体は周知のことであっても、それを「国主」という訳語で理解してしまったこと、またそのことへの異論が出ていないことには問題がある。なぜなら、当の宣教師は三者に同じ語句の^{rei}を用いているのであり、区別はしていないからである。従って、やはり三者すべてを王・王権と捉えるべきである。ただし、その性格や支配領域がそれぞれ異なるのであり、その異質性も踏まえながら王権を論じなければならない。

2 Voの解釈

Vo⁽¹⁴⁾は日本語のローマ字表記⁽¹⁵⁾で、松田毅一氏の日本語綴字表⁽¹⁶⁾によれば「オー」と発音する。「オー」という発音から想起される日本語は「王」であり、実際「王」と書かれた訳文史料もある⁽¹⁷⁾。しかし、複数の翻訳史料をみると、「王」よりも「皇」「(天)皇」と訳される場合が多く⁽¹⁸⁾、筆者もこちらの訳語を用いている。その理由は^{Vo}がほぼ例外なく天皇を指しているからで、おそらく他の訳者も同様の意図からこの訳語を充てたものと思われる。

しかし、これまで「皇」と充てた明確な説明はなく、またその妥当性についても検証されていない。そこで、この訳語についてももう少し細かく検討することにした。『日本国語大辞典』で「王」の項目を確認すると以下のように記されている。

おう【王】

① 国家や領地を治める最高の地位の人。

イ、一国の君主の称号。中国で、帝号ができてからは、帝より一等下の称号。

ロ、道徳をもって天下を率いる者。徳をもって天下を統一した者。王者。

ハ、天皇。

ニ、室町幕府の將軍。

② 皇族。天皇の子・孫で、親王の宣下のない、また、姓を賜らなかった男子。
(以下略)

「王」の意味は、①のハニや②のように特定のものを指すものから、①イロのように一般化しうる意味のものまで様々である。

それでは、宣教師が理解したVoとは何であろうか。その手がかりとなる史料を挙げる。

【史料1】

「彼(アンジロー)が語るには、「最高の国王はその国の言葉で皇(Vo)と呼ばれています。(中略)彼(皇(Vo))は私達の間の皇帝のように彼等の中の他の者に全責任を委ねている、と彼(アンジロー)は言っています。その者は御所(Goxo)と呼ばれています⁽⁹¹⁾。」

【史料2】

その日本の六十六カ国の最高の君主は皇、すなわち内裏であり、(彼は)常に都にある自分の宮殿に居住しております(o supremo senhor desos 66 reinos de Japão he o V o ou dairi que sempre rezide em seus paços no miaco.)⁽⁹²⁾。

【史料3】

王：帝。国王または皇帝 (Vo: Micado. Rey, ou Emperador.)⁽⁹³⁾。

【史料1】は、一五四八年の夏にゴアで書かれたニコラオ・ランチロットの日本報告で、Voの初見史料である。日本の最高の国王はVoであるという記述からは、それが天皇であることを読みとることはできないが、その後の「御所(Goxo＝將軍)」の記述を見れば、將軍よりも上位の権力者と理解されるような権力者は天皇しかいないので、Voは天皇と判明する。【史料2】は一五八四年十二月三日付、加津佐発ルイス・フロイス書翰で、VoとDairiが併記されている事例である。宣教師は畿内布教開始以後、天皇に対して「内裏(Dairi)」という日本語を用いるようになる⁽⁹⁴⁾。このDairiと併記されていることから、Voは明らかに天皇を指している。最後に【史料3】は『日葡辞書』の「王」の項目である。【史料3】はイエズス会書翰ではないが、西欧人の日本語理解を探る上で貴重な史料と考えられる。ここでもVoはMicadoすなわち天皇と解釈しているので、やはりVo＝天皇という理解である。そして、その意味はreiまたはemperorとなっている。

なお、Voの意味が「reiまたはemperor」となっていることに違和感をもつかもしいないが、それは宣教師の日本の権力者認識の変遷を見ていけば容易に解決する。前項で述べた

ように、畿内布教後天皇と足利将軍に対して *rei* と *emperor* が用いられていた。日本全体を一つの国家とみた場合の *Vo* は「国王 (*rei*) 」となり、大名領国を国家と見た場合には *Vo* は *rei* である大名を統括する「皇帝 (*emperor*) 」と表記されたのである。従って、『日葡辞書』の「王」の意味は「*rei* または *emperor*」で正しいが、宣教師が日本国家をどう見るかによって使い分けていたのであり、その点を無視して「王」は「国王」と「皇帝」という意味であると論じるだけでは、西欧人の考える日本の *Vo* を正確に読みとったことにはならない。

上記三史料以外の *Vo* の事例も、文脈から考えて天皇を指しているので、宣教師の理解する *Vo* とは天皇であったことが読みとれるのである。つまり、宣教師の理解する *Vo* は『日本国語大辞典』の「王」の意味のうち、①ハの意味だけであったということになる。

それでは、イエズス会史料に見られる *Vo* のうち、日本人の会話として書かれた *Vo* の事例はどうかであろうか。この場合、宣教師が日本人の話した内容をそのまま書き記したことになるので、『日本国語大辞典』に書かれている複数の意味を持つ「王」とほぼ同一語であるとの想定が成り立つ。

しかしながら、宣教師の書翰を見るとその想定が成り立たない事例がある。例えば、【史料2】と同書翰にある、信長が発言した *Vo* である。それは、フロイスが信長に天皇への謁見を希望したが、信長は「予が王であり内裏だ」と言って認めなかったという有名な台詞である。この箇所について付言すると、奥野高広氏等は松田毅一他訳の『日本巡察記』にある「予は国王であり、内裏」⁽³⁸⁾を引用し、信長が国王を意識していたとしているが⁽³⁹⁾、実はこの訳文は誤訳である。原文は *elle era o mesmo Vo & c[Dar]*⁽⁴⁰⁾ となっており、*Vo* と書かれている。従って、「ここは「国王」ではなく「王」または「皇」と訳さなければならぬ。正確に訳せば、「彼「信長」がまさに(天)皇であり内裏なのだ」となる⁽⁴¹⁾。この点については、松田氏は『フロイス「日本史」』で正しい訳を載せているので⁽⁴²⁾、こちらの訳を引用すべきであろう⁽⁴³⁾。

さて、この信長が発言した *Vo* であるが、これは日本人の語った箇所にある *Vo* なので、『日本国語大辞典』の「王」の意味と同じと考え、*Vo* を一国の君主という意味で解釈することもできなくはない。しかし、フロイスが天皇に謁見を希望した返答としての発言という点と、【史料2】で *Vo* と *Dari* を併記している点から、この *Vo* は天皇とらざるをえない。つまり、日本人の会話として書かれた *Vo* も天皇を指しているのである。

このような事例は他にもあることから、いずれの場合も *Vo* はイコール天皇と考えてよい。従って、*Vo* は『日本国語大辞典』にあるような複数の意味をもつ「王」とは区別して検討しなければならない。

以上の検証から考えると、日本語で「オー」と発音される *Vo* は天皇のみを指し、「*Vo* を「皇」と充てたことは適切であったといえる。もちろん、「王」と充てることも以上の点を踏まえた上ならば全く問題はない。そして、その *Vo* は、【史料3】にあるように宣教師の間で *re* と位置づけられているので王権とみなしうるが、天皇しか指さないことから、*Vo* は先に検討した *rei* とは全く次元の異なる語句であることが証明されるのである。

従来、訳文史料からイエズス会史料が扱われたために、*Vo* と *rei* を混同して議論されてきたが、両語は全く別の語句であるため、両語を混同した議論は王権論を考える上で問題のあることが明らかになったといえよう。

これまでVoとreiという史料用語の整理を中心に「王」と訳しうる語句の分析を行ってきた。前節で明らかにしたように、reiは「国の君主・国王」であることから、reiの該当者は王権として論じていくことが可能である⁸³⁾。一方、Voは宣教師の間でreiと評価されていることから、一王権として位置づけることができる。しかしながら、Voは天皇のみを指すため、reiとVoの両語を区別して王権論を論じていく必要があることを指摘した。本節では、これらの点を踏まえて王権論を論じていくことにしたい。

そのイエズス会史料に書かれたVoを見ていくと、前述したようにVoは天皇というのが宣教師の理解であった。このことを邦文史料の「王」と照らし合わせて考えてみると、その「王」の事例のほとんどが天皇を指すという堀新氏の指摘と合致する⁸⁴⁾。これによって、宣教師が何故Voは天皇であると理解したのかという疑問も解決できる。当時日本人の間で「王」といえば天皇のことを指していたということが、国内外の史料で合致するのである。足利将軍を「日本国王」と称した事例もあるが、それは外交的称号であって国内では使用されていないという村井章介氏などの指摘もあり⁸⁵⁾、当時の日本人の「王」の理解としては例外に位置すべきものと考えられる。他に戦国大名を「王」とする事例もあるものの、これらも少数事例と言わなければならない⁸⁶⁾。イエズス会史料でVoが足利将軍や大名を指した事例が、管見の限り皆無であることを考えれば、宣教師は足利将軍や大名が「王」と称されていると日本人から聞いていなかったことになる。その点からも「王」は普通天皇を指していたことが裏付けられる。以上の点から、Voは当時の邦文史料の「王」と同一語として考えていくことができ、邦文史料の「王」をベースに考えてきたこれまでの日本王権論と同じ土俵で議論することが可能である。しかも、Voは宣教師が日本人から情報を得て書き記した語句でもあるので、当時の日本人の理解する「王」とは何かを読みとる上でも有効である。

しかし、それではVoからの王権論はイコール天皇論になってしまう。中世・近世王権論では、武家政権も一つの王権として扱い、これまで武家王権と朝廷王権の二つの王権について論じられてきた。武家政権を一つの王権とみなす研究動向については筆者も意を同じくするものであり、武家政権成立以降は武家と朝廷を王権として念頭に置かなければ日本の王権を語れないと考えている。確かに、Voからも邦文史料にある「王」からも、王権の一角を担う朝廷王権について論じる点では王権論を展開しているといえる。しかし、これらの語句に固執する限り、一方の武家王権を論じることはできない。そのため、中近世移行期王権論を展開していくには、Voは天皇という事実は、武家を一つの王権と位置づける上で大きな障害となる。

そこでもう一方のreiを見ていくことにしたい。reiは邦文史料の「王」とは異なり、西欧人が理解するところの「王」である。王権が西洋史学で積極的に論じられてきたことを考えれば、王権論を論じる以上当然reiにも目を向ける必要がある。興味深いことに、ザビエルは入京するまで天皇と足利将軍をそれぞれreiとみなしていた⁸⁷⁾。ザビエル入京後大名にreiが使われるようになるが、ガスパル・ヴィレラの畿内布教開始以後再び天皇・足利将軍両

者に対して²⁶⁾が用いられる。なお畿内布教以後は^{emperor}という語句も使われるが、これも天皇と足利將軍両者に使われている²⁶⁾。^{emperor}は「皇帝」を意味するので、王権ではなく帝権を論じていく方向性も考えられるが、天皇と足利將軍を^{rei}とも記しているので、これを王権として論じることも可能である²⁶⁾。武家政権も一つの王権と見なしてきた中世・近世王権論に鑑みれば、^{rei}や^{emperor}が天皇と足利將軍両者を指すという事実は、朝廷と武家をそれぞれ王権とする重要な史料の根拠となるのではないだろうか。つまり、^{rei}の該当者とその権力を検証することで、中近世移行期の武家王権と朝廷王権の双方が論じられるのである。

また、天皇と足利將軍に^{rei}が用いられることに加えて、^{rei}が大名も指すという事実も無視すべきではない。ザビエルは天皇と足利將軍を日本の^{rei}と認識して来日したわけだが、実際入京すると足利將軍は京都にはおらず、天皇は^{rei}とはほど遠い存在であった。そこでザビエルは日本の王は誰なのかと探し、戦国大名が^{rei}であると判断したのである。もちろん戦国大名を日本全国の^{rei}とは見ずに、各領国の^{rei}と理解した点で天皇や足利將軍に用いていた^{rei}とは異なる。

そのため、戦国大名を天皇や足利將軍と同様「国王」すなわち王権と位置づけることに違和感を覚えるかもしれない。だからこそ、「国王」と訳されてきたのである。しかしながら、宣教師が自国のスペイン国王やポルトガル国王に対しても^{rei}と表記している点を見過ごすべきではない。戦国大名に^{rei}と記した以上、宣教師は自国の王との共通性を見出していたはずである。これは戦国大名がある程度独立した国家の王であったと宣教師が認識したからにはかならず、王権を比較歴史学の俎上に載せて議論するならば、この事実を無視することはできない。また、王権論から離れて大名権力論を考える場合にも、西欧人が戦国大名を自国の国王と肩を並べたことの意味は大きいといえよう。このことは、大名領国が一独立国家とみなしうると宣教師が判断していたことを表しており、戦国大名領国を「国家」と見なす勝俣鎮夫氏の見解に通じるものと筆者は考えている²⁶⁾。つまり、宣教師は戦国大名を王権と見ていたのである。

従って、宣教師は日本には二種類の王権が併存していたと理解していた。もちろん、大名王権の支配領域が領国に過ぎないのに対して、天皇と足利將軍は日本全国の王権であった。しかし、天皇と足利將軍も真の王権であったわけではない。両者は実体的な権力者ではなく、宣教師的に言えば「名譽のみの」王権なのである。

こうした状況を考えると、戦国期の王権をどう理解すべきかという問題が生じてくる。あるいは王権の存在自体を疑問に思うかも知れない。しかし、室町・織豊期に存在したように、戦国期にも実態はともかくとして朝廷もあれば幕府もあった。ならば戦国期にも王権は存在したと見るべきである。

宣教師の視点から考えれば、戦国期に天皇・足利將軍・大名三者を「王(^{rei})」と記したのは紛れもない事実であり、しかも大名を王権とする考え方は近世に至っても変化がないのである²⁶⁾。この大名王権を戦国から近世にかけて一貫して捉えていた宣教師の理解は、戦国期と織豊期の連続性を重視する戦国史研究の研究動向にも合致し、中近世移行期論を考える上でも重要な鍵となる。従来王権論は、公武王権を軸に展開されてきたが、それだけでは近世王権の画期性のみを強調し、戦国期と織豊期に大きな断絶を生み出すことになりかねない。大名も小王権と捉え、日本の王権を重層的に捉えることによって、中近世移

行期論をも包摂可能な王権論が展開できるのである。

では、統一政権成立以降の王権はどうであろうか。統一権力者である信長・秀吉・家康をどういった王権と宣教師は認識したのか見ていきたい。

織豊期王権論や徳川王権論の研究成果を見れば、統一権力を一つの王権として捉えているが、イエズス会史料の^②という文言から見る限り、統一権力を日本王権とするには難点がある。彼らに^{rei}を用いている事例はあるものの、それは戦国大名に用いたものと同じく「尾張の国王」「三河の国王」などがほとんどで、統一権力者として^{rei}を用いている事例は少ない。豊臣政権以降になると、日本王権としての^{rei}の事例が増えていく傾向にあり、また^{rei}ではないが「日本全国の絶対君主 (^{senhor absoluto})」と書かれている事例も見かけるようになる^③。この表現は天皇にもされているので、こうした事例をもとに、宣教師は豊臣政権を日本王権として捉えていたと解釈できる。しかしながら、織田政権に関してはこうした事例は皆無に近い。

それよりも織田政権以降は権力者に対して^{rei}よりも「信長」「関白」「内府」といった日本語のローマ字表記で書き記す事例の方が圧倒的に多い。これらの点については、荒野泰典氏も指摘しており、その理由として関白や将軍が「国王」と自称することがまずなかった点や、天皇が唯一正統な「国王」であったという観念が宣教師の間でも支配的であった点を挙げている^④。しかし、これも氏が指摘していることだが、日常的には関白や将軍を^{rei}や^{senhor}と呼んでもいるのも事実である。宣教師は実体的な王権が彼らであるとの認識もまた持っていたのである。^{rei}や^{senhor}から統一権力、特に織田権力が王権と論じられるかどうかは、更なる未刊史料の収集と分析が必要といえるだろう。

そこで、統一権力を示す他の表現をイエズス会史料から探すと、「天下 (^{Tenca})」という語句が目に入ってくる。この「天下」に関する研究蓄積は厚く、当該期の権力構造を考える上で重要なタームとなっていることは、先学によって明らかにされているところである。王権論においても、山本博文氏が徳川王権論で天下人を王権として位置づけているので^⑤、「天下」という語句は王権論を考える上でも注目される語句といえよう。興味深いことに、この「天下」という語句が織豊期以降の宣教師の書翰で突然使用されるようになり、織豊期権力に対して「天下」を用いて頻繁に説明するようになってくる。「天下」は宣教師に「日本人は日本の君主国をこのように称する」^⑥などと理解されていることから、統一政権期以降は、「日本の君主国」を支配する「天下の君主」である天下人こそが実質の王権であったといえるだろう。

この「天下 (^{Tenca})」〈統一権力〉と対置する語句をイエズス会史料から探すと、本章で述べてきた「王 (^{Vo})」〈天皇〉を挙げることができる。「天下 (の君主)」も「王」も、日本語をローマ字表記したものであり^⑦、ともに「日本全国の君主 (^{senhor de todo o Japão})」^⑧として位置づけられている。つまり、宣教師は「天下の君主」と「王 (^{Vo})」をそれぞれ日本全国の王権と捉えていたと判断することができる。信長・秀吉が「天下の君主」と記されたのは、かつては一領国の^{rei} (大名王権) でしかなかった権力者が、日本全国を支配する新たな支配者として宣教師に評価されたからにほかならない。その頃、「天下」という言葉を知り、それが日本の君主国を表す語句であることが分かると統一権力に対して「天下」を用いたものと考えられる。そして、秀吉によって全国統一が果たされると、宣教師は西欧の枠組みに当てはめても日本の王権と呼びうる権力に至ったと判断し、

「天下の君主」だけでなく、日本王権としての¹⁵⁾という語句を多用していった。つまり、統一政権成立以降の日本王権は、イエズス会史料で日本語のローマ字表記で書かれた「天下(人) (Tenca)」〈統一権力〉と「王 (Vo)」〈天皇〉であったといえるのである。

それとともに、織豊期以降にも大名王権(小王権)が存続していたことは既述した通りである。これらの大名王権を戦国期には天皇や将軍が名目的な権威によって、統一政権成立以後は統一権力が実体を伴った権力によって統括・支配していたと、宣教師は理解した。しかし、宣教師が大名に¹⁶⁾を使用し続けたのは、大名領国が織豊期以降も一定の独立性を保っていたからにほかならない。織豊期以降の宣教師の記録にも、それを指し示す記述が見られることから¹⁷⁾、彼らの間では大名は依然として大名領国の王であったのである。

よって、宣教師の認識した中近世移行期の王権構造は、大名領国を支配する大名王権(小王権)とそれを統括する日本全国の王権(大王権)の二種類存在し、両者が重層的な形で構成されているものであった。従来大王権だけに注目されてきたが、王権の重層性という王権構造論まで踏み込むことによって、戦国から近世初期までの一貫した王権を展開することが可能となる。その一方で、その重層的な王権構造内部の問題も考えていかなければならない。上位の王権である日本全国の王権(大王権)は、織豊期以降「天下」の君主の登場とともに大きな変化をもたらす¹⁸⁾。これまでの「名誉のみ」王権から実体的な権力を伴った「天下」人による王権が成立するのである。このことは、連続した王権構造の枠組みの中で、新たな大王権の誕生を読みとることができる。すなわち、王権構造の連続性と新たな大王権の誕生による画期の双方を見出すことができるのである。

以上のように、中近世移行期研究の論点の一つである連続か断絶かという問題は、どの王権を見るかによって大きく変わってくる。それが故に、どちらかの王権のみに注目するのではなく、重層的な王権構造を設定し、連続か断絶かという二者択一的な極論に至らずに、同質性と異質性を見極め、日本全史の中の王権論を展開していく必要がある。現在王権論の中心となっている王権の聖性に関する議論も、本章で述べてきた王権の所在を明確にすることによって、意味をもってくるのである。

また、その宣教師の見た日本王権というのは、西欧の枠組みに当てはめたものである。で、日本と西欧との王権構造ないし国家構造の比較検討が容易となる。日本の近世という時期は、世界史でも特殊な時期区分と論じられてもきたが、王権論を導入することでこの時期を世界史の枠の中で議論していくことが可能となるだろう¹⁹⁾。以上の点において、イエズス会史料から王権論を論じていく意義は大いにありと考える。

おわりに

本章では、宣教師の史料から日本王権論を論じようという試みのもと、「王」と訳する原語^{Vo-yrei}に²⁰⁾だわって分析を行い、そこから日本王権について考えてみた。

本章での結論を端的に述べると、宣教師の認識する日本の王権の特徴は、王権構造の重層性と日本王権(大王権)の二重性であろう。すなわち、前者は、大名領国を支配する大名王権(小王権)と、その小王権を統括する天皇と将軍・統一権力による大王権という重層的な王権構造である。後者は、大王権が二人の王からなり、朝廷と武家政権の双方が王

権と認められていたことである。

このうち前者については、公儀論における「大公儀」・「小公儀」論と近似しているとの印象を受けるかもしれないので、この点について述べることにしたい。確かに近世日本の支配構造に重層性を認めた点は同じである。ならば筆者はこの点をより評価すべきではないかと考える。近世史研究で論じてきた公儀論と、当時在日していた宣教師の描いた日本国家観という、全く異なるアプローチから得た見解が一致するということは、両見解がきわめて当時の日本国家の実態に即していたことを証明したことになる。また、これによって、公儀論、王権論と線引きするのではなく、両議論の総合的な理解、あるいは双方の研究に有効な議論を提示できる可能性を示したといえる。

しかし、本章で論じた王権論と公儀論は全く同じというわけではない。本章の王権構造論では、従来の公儀論で描き出せなかった部分が見えてくる。それは、戦国から徳川初期までの長期にわたる権力・王権構造の推移の解明である。公儀論は主として徳川政権、従来の王権論も各政権を対象としており、長期的な視野での移行過程が見えてこない。しかし、本章で述べてきた王権論では、宣教師は重層的な王権構造という認識をもち、それは戦国期から近世を通じて変化が認められないということが明らかになった。こうした重層的な王権構造を読み取ることで、中世と近世の移行過程が連続的なものであったことを指摘したのである。もちろん本章でも指摘したように、その上部構造である大王権の変化や、王権の実態を詳細に分析すれば、戦国期と織豊期・徳川期間に差異が見られる部分もあり、この点については第二部第四章で言及した通りである。だが、巨視的に見た場合、王権論は中近世移行期、さらには日本全史にわたる議論が行える点に、従来の研究とは異なる特徴を見出すことができる。

以上、イエズス会史料から見た日本王権論の意義を述べたところで、最後に今後の課題を挙げておきたい。一つは大王権にあたる公武王権についてである。専論としては堀新氏の公武結合王権論があるが、公武王権論の具体像という点では、まだ緒についたばかりと言えよう。そこで、もう少し視野を広げると、王権論ではないが、紙屋敦之氏の二人国王論や荒野泰典氏の二人の皇帝論⁵³が注目に値する。ともに天皇と將軍を王・皇帝としており、筆者の公武王権の捉え方と合致している。特に後者は、対象史料が同じ欧文史料であることから、筆者の議論が荒野氏の見解にどのようにつながっていくかが、今後公武王権論を展開していく上での当面の課題と考えている。

また筆者としては、日本王権論を比較王権論として発展させたいとも考えている。王権論の魅力は、はじめにでも述べたように、比較史の俎上に乗せることが可能な点にある⁵⁴。筆者は第二部第一章で、イエズス会宣教師達が日本の権力者のみならず、中国や東南アジア諸国の権力者にも「国王 (rei)」を用いていることを述べた⁵⁵。この詳細な分析には膨大な数の史料を読み解くことを要するが、この分野の研究者との共同研究によって今後実現できるものと期待している。そして、各国の王権を比較することで、これまで見えてこなかった日本王権の実像を見出せるものと考えている。